

## 令和3年第14回 南区選挙管理委員会

### 議 題

#### 1 議 案

- 議案第62号 選挙人名簿から抹消する者について
- 議案第63号 選挙人名簿に登録する者について
- 議案第64号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の指定及び設置期間について
- 議案第65号 衆議院議員総選挙において在外選挙人名簿に登録された者が期日前投票を行う期日前投票所の指定について
- 議案第66号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の指定について
- 議案第67号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について
- 議案第68号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について
- 議案第69号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について
- 議案第70号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじの方法について
- 議案第71号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第72号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第73号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任について
- 議案第74号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について
- 議案第75号 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について

## 2 その他

今後の委員会開催予定日時について

- ・令和3年10月19日（火）午後 6時00分～
- ・令和3年10月28日（木）午後 6時00分～
- ・令和3年10月31日（日）午前10時00分～

議案第62号

選挙人名簿から抹消する者について

選挙人名簿から次の者を抹消する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

- 1 死亡により抹消する者の数  
54人
- 2 市外へ転出後4箇月を経過したことにより抹消する者の数  
240人
- 3 抹消する者の氏名等  
抹消者名簿のとおり
- 4 抹消年月日  
令和3年10月18日

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第28条の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年法律第100号) **※略文**

(登録の抹消)

第28条 選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。

- 一 死亡、日本国籍喪失を知ったとき。
- 二 当該市町村の区域内に住所を有しなくなった日後四箇月を経過したとき。 外

議案第63号

選挙人名簿に登録する者について

令和3年10月18日現在において選挙人名簿に登録される資格を有する者を、次のとおり選挙人名簿に登録する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

- 1 登録する者の数  
1,247人
- 2 登録する者の氏名等  
別紙のとおり
- 3 登録年月日  
令和3年10月18日

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第22条第1項の規定による。

【参考】公職選挙法(昭和25年法律第100号) **※略文**

(登録)

第22条 選挙管理委員会は、登録月の1日現在により、当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有する者を同日(同日が地方公共団体の休日に当たる場合には、登録月の1日又は同日の直後の地方公共団体の休日以外の日。)に選挙人名簿に登録しなければならない。

【参考】公職選挙法(昭和25年法律第100号) **※略文**

第19条

- 2 選挙管理委員会は、毎年3月、6月、9月及び12月(第22条第1項において「登録月」という。)並びに選挙を行う場合に、選挙人名簿の登録を行うものとする。



議案第64号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の指定及び設置期間について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における南区の期日前投票所及びその設置期間を次のように指定し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

期日前投票所	設置期間
福岡市南区塩原三丁目25番1号 福岡市南区役所2階大会議室	令和3年10月20日から 令和3年10月30日まで
福岡市南区野多目五丁目31番1号 福翔高等学校セミナーハウス1階研修室	令和3年10月23日及び 令和3年10月24日
福岡市中央区天神一丁目8番1号 福岡市役所1階市民ロビー	令和3年10月23日から 令和3年10月30日まで

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第39条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第41条の規定による。

議案第65号

衆議院議員総選挙において在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所の指定について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙において、南区の在外選挙人名簿に登録された者が投票を行う期日前投票所を次のように指定し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

福岡市南区塩原三丁目25番1号  
福岡市南区役所2階大会議室

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第49条の2第4項による読替後の第48条の2第1項の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第65条の13第4項の規定による。

議案第66号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票所の指定について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における南区の各投票区の投票所を次のように指定し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第39条及び最高裁判所裁判官国民審査法第13条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第41条第1項の規定による。



## 投票所一覧

番号	投票区	投票所		住所
1	大楠西	大楠小学校	講堂	福岡市南区大楠三丁目10番1号
2	大楠東	大楠公民館		福岡市南区大楠一丁目22番13号
3	西高宮	西高宮公民館		福岡市南区平和一丁目7番16号
4	長丘	長丘小学校	講堂	福岡市南区長丘二丁目22番42号
5	長住	長住小学校	講堂	福岡市南区長住四丁目5番39号
6	西長住	西長住小学校	講堂	福岡市南区西長住一丁目9番20号
7	西花畑	西花畑小学校	講堂	福岡市南区桧原二丁目20番1号
8	皿山	西花畑公民館		福岡市南区花畑四丁目6番8号
9	花畑第一	花畑小学校	講堂	福岡市南区花畑三丁目34番1号
10	花畑第二	みどりがおか幼稚園		福岡市南区中尾一丁目32番32号
11	柏原	柏原小学校	講堂	福岡市南区柏原五丁目21番1号
12	東花畑	東花畑小学校	講堂	福岡市南区屋形原二丁目23番1号
13	野多目南	野多目公民館		福岡市南区野多目二丁目8番12号
14	三宅第一	三宅公民館		福岡市南区三宅二丁目25番42号
15	三宅第二	三宅中学校	体育館	福岡市南区大橋三丁目18番1号
16	筑紫丘第一	筑紫丘公民館		福岡市南区筑紫丘二丁目22番15号
17	筑紫丘第二	若久特別支援学校	講堂	福岡市南区若久二丁目3番13号
18	東若久	東若久小学校	講堂	福岡市南区若久三丁目37番1号
19	若久	若久小学校	講堂	福岡市南区若久一丁目12番1号
20	玉川第一	玉川公民館		福岡市南区向野一丁目3番23号
21	玉川第二	南区役所	1階ロビー	福岡市南区塩原三丁目25番1号
22	玉川第三	春吉中学校	武道場	福岡市南区清水四丁目21番50号
23	塩原	塩原公民館		福岡市南区塩原一丁目27番2号
24	宮竹第一	宮竹小学校	講堂	福岡市南区井尻一丁目1番1号
25	宮竹第二	井尻三丁目南会館		福岡市南区井尻三丁目29番
26	高木	高木小学校	講堂	福岡市南区高木三丁目11番1号
27	井尻第一	井尻会館		福岡市南区井尻五丁目18番1号
28	井尻第二	井尻四丁目会館		福岡市南区井尻四丁目30番7号
29	日佐	日佐公民館		福岡市南区的場二丁目17番6号
30	大池	大池小学校	講堂	福岡市南区多賀二丁目8番1号
31	寺塚	大池公民館		福岡市南区寺塚二丁目9番11号
32	東高宮	男女共同参画推進センター	ロビー	福岡市南区高宮三丁目3番1号
33	横手	横手公民館		福岡市南区横手四丁目24番9号
34	野多目北	レークヒルズ野多目6番館	コミュニティルーム	福岡市南区野多目三丁目2番6号
35	鶴田	鶴田小学校	講堂	福岡市南区鶴田三丁目7番1号
36	老司	老司公民館		福岡市南区老司三丁目1番8号
37	弥永	弥永公民館		福岡市南区弥永団地30番1号
38	弥永西	弥永西小学校	講堂	福岡市南区弥永二丁目10番1号

## 議案第67号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻の変更について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所を開く時刻及び閉じる時刻を次のように変更し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

### 1 開く時刻及び閉じる時刻の変更を行う期日前投票所並びに当該時刻

期日前投票所	開く時刻	閉じる時刻
福岡市役所 1階市民ロビー	午前10時	午後7時
福翔高等学校セミナーハウス 1階研修室	午前10時	午後6時

### 2 変更理由

福岡市役所 1階市民ロビー及び福翔高等学校については、増設設置するものであり、南区役所に設置した期日前投票所において変更を行わずに設置しているため、選挙人の利便向上に最も効果が見込まれる時間帯に設置するもの

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第1項の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法第48条の2第6項による読替後の第40条第2項の規定による。

議案第68号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票の場所及び日時について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における南区第1開票区及び南区第2開票区の開票の場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

開票区	当該開票区の区域	場所	日時
南区第1開票区	南区の区域のうち公職選挙法別表第1に規定する福岡県第2区の選挙区に属する区域	福岡市南区玉川町22番1号	令和3年10月31日 午後9時15分から
南区第2開票区	南区の区域のうち公職選挙法別表第1に規定する福岡県第5区の選挙区に属する区域	第一薬科大学厚生会館	

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第63条及び最高裁判所裁判官国民審査法第20条の規定による。
- ・告示 公職選挙法第64条の規定による。

議案第69号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじを行う場所及び日時について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、南区第1開票区及び南区第2開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじを行う場所及び日時を次のように定め、告示する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

- 1 場所 福岡市南区塩原三丁目25番1号  
福岡市南区選挙管理委員会事務局
- 2 日時 令和3年10月28日 午後6時から

(根拠)

- ・議決及び告示 公職選挙法第62条第6項及び最高裁判所裁判官国民審査法第19条第2項の規定による。

## 議案第70号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票立会人を定めるくじの方法について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査につき、南区第1開票区及び南区第2開票区において開票立会人を定めるくじを行う場合のくじの方法を次のように定める。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

- 1 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超える場合
  - (1) くじはくじ棒により行う。
  - (2) 開票立会人となるべき者の届出順位をその者の固有番号とする。
  - (3) くじは開票立会人となるべき者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れ、くじ箱から10本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の者を開票立会人の予定者（以下「予定者」という。）とする。
  - (4) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上ないときは、当該予定者をそのまま開票立会人とする。
  - (5) 予定者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる予定者ごとに次の要領でくじを行う。
    - ア 予定者の固有番号と同じ数値を記載したくじ棒をくじ箱に入れる。
    - イ くじ箱から2本のくじ棒を取り出し、そのくじ棒に記載された数値に符合する固有番号の予定者を開票立会人とする。
- 2 開票立会人となるべき者として届出があった者が10人を超えない場合  
開票立会人となるべき者として届出があった者の中に同一の政党その他の政治団体に属する候補者の届出にかかる者が3人以上あるときは、前記1(5)に準じてくじを行う。

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第62条第2項及び第4項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第2項の規定による。

議案第71号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における南区の期日前投票所の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第3項並びに同法施行令第24条第1項及び第3項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第12条第1項並びに同法施行令第4条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

議案第72号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票管理者及びその職務代理者の選任について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における南区の各投票区の投票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・ 議決 公職選挙法第37条第2項及び第3項及び同法施行令第24条第1項及び第3項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第1項及び同法施行令第4条の規定による。
- ・ 告示 公職選挙法施行令第25条の規定による。

議案第73号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における開票管理者及びその職務代理者の選任について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における南区第1開票区及び南区第2開票区の開票管理者及びその職務代理者を次のように選任し、告示する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第61条第2項及び第3項並びに同法施行令第67条第1項及び第7項並びに最高裁判所裁判官国民審査法第19条第1項及び同法施行令第8条の規定による。
- ・告示 公職選挙法施行令第68条の規定による。



議案第74号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における期日前投票所の投票立会人の選任について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における南区の期日前投票所の投票立会人を次のように選任する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第48条の2第5項による読替後の第38条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第2項の規定による。

議案第75号

衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における投票立会人の選任について

令和3年10月31日執行予定の衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査における南区の各投票区の投票立会人を次のように選任する。

令和3年10月18日

福岡市南区選挙管理委員会  
委員長 光 安 力

別紙のとおり

(根拠)

- ・議決 公職選挙法第38条第1項及び最高裁判所裁判官国民審査法第12条第2項の規定による。